

川本複合施設建設工事設計業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本公募型プロポーザルは、敷地内に川本公民館、川本図書館（分館）、川本総合支所、高齢者福祉青少年活動複合施設もくせい館の機能等を有した施設（以下「川本複合施設」という。）を建設するに当たり、発注者の考え方に柔軟に対応できる高い技術力及び豊富な経験等を有する設計者を選定することを目的として公募型プロポーザルを実施するものである。

2 業務の概要

- | | |
|----------|--|
| (1) 業務名 | 川本複合施設建設工事設計業務委託 |
| (2) 業務内容 | 川本複合施設建設工事に係る基本設計及び実施設計業務（既存高齢者福祉青少年活動複合施設もくせい館に係る改修工事設計業務を含む）
なお、詳細については、特記仕様書、業務説明書による。 |
| (3) 履行期間 | 契約締結の日から令和3年9月30日まで |
| (4) 委託金額 | 89,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。 |
| (5) 建設地 | 深谷市菅沼401番地、399番地 |
| (6) 敷地面積 | 12880.85㎡（公簿面積、一部がけ地有） |
| (7) 敷地利用 | 敷地内に下記（9）の建物の他に、駐車場（80台～130台収容）を整備する。 |
| (8) 建物規模 | 想定延床面積4000㎡～4400㎡（既存もくせい館改修後の面積を含む） |
| (9) 建物用途 | 施設内に公民館、図書館（分館）、総合支所、高齢者福祉青少年活動複合施設の機能を有する複合施設 |

3 参加資格

参加者は次に定める事項を全て満たす者とする。

- (1) プロポーザルに参加できる者の形態は、単体企業とする。
- (2) プロポーザルに参加する者の資格は、次のとおりとする。

ア 本プロポーザル手続き開始日前までにおいて、深谷市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成21年深谷市規則第30号）に基づく平成31・32年度深谷市建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に建築関連コンサルタント【大分類】の建築意匠【中分類】の業種に登載がある者。ただし、登載されていない者であっても、参加申込書の提出日前までに以下の書類を提出することにより、資格者名簿登載者と同等の資格を

有していると認められた場合は、この限りではない。

- ① 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書
- ② 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
- ③ 市税に滞納がないことの証明書（深谷市内に本店又は支店・営業所を有する者のみ）
- ④ 財務諸表（直近の2期分）

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所登録を受けている者であること。

エ 建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定による懲戒の処分を受けていない者であること。

オ 平成17年4月以降に日本国内で竣工又は実施設計を完了した新築工事で、延床面積2,000㎡以上の川本複合施設と同種施設又は類似施設の設計業務（※）を元請けとして履行した実績を有する者であること。

カ 本プロポーザル手続き開始日から契約締結の日までの期間において、「深谷市の契約に係る入札参加停止等の設置要綱」及び「深谷市の契約に係る暴力団排除措置要綱」に基づく入札参加停止又は入札参加除外の措置を受けていない者であること。

キ 本プロポーザル手続き開始日から契約締結の日までの期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続き開始決定又は再生手続き開始決定を受けている者を除く。

※ 同種施設の設計業務とは、地方公共団体の公民館（又はコミュニティセンター）、図書館、高齢者福祉青少年活動複合施設（入浴施設、大広間、会議室、調理実習室のある交流施設）のうち2つの用途を複合化した施設の新築設計（基本設計及び実施設計）業務とし、類似施設の設計業務とは、平成31年国土交通省告示第98号別添二の建築物の類型のうち、「十一 福祉・厚生施設」の第1類又は、「十二 文化・交流・公益施設」の第1類、第2類に分類される建築物の新築設計（基本設計及び実施設計）業務とする。

4 参加の条件

参加者は本要領「3 参加資格」の要件を満たしていることのほか、次に掲げる条件をすべて満たすこと。

(1) 配置予定技術者の条件

ア 管理技術者、建築（総合）担当主任技術者、建築（構造）担当主任技術者、建築設備（電気）担当主任技術者及び建築設備（機械）担当主任技術者は、それぞれ1名ずつ配置することとし、これらは兼任することはできない。

イ 管理技術者は一級建築士であること。

ウ 管理技術者及び建築（総合）担当主任技術者は、参加者の組織に所属していること。

エ 配置予定技術者は、参加申込書等の受付日以前に参加者の組織若しくは協力事務所と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有していること。

(2) 分担業務分野の再委託

ア 主たる分担業務分野（建築（総合））を除き、再委託することができる。

イ 構造分野の再委託先は、建築士法における構造設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属していること。ただし、参加者の組織に構造設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属している場合は、この限りではない。

ウ 設備分野の再委託先は、建築士法における設備設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属していること。ただし、参加者の組織に設備設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属している場合は、この限りではない。

5 参加に対する制限

(1) 当該参加者における協力事務所は、他の参加者若しくは他の参加者の協力事務所としての重複参加は認めない。

(2) 参加者が提出できる参加申込書等及び技術提案書は、それぞれ1点のみとする。

(3) 提出された参加申込書及び技術提案書の差し替え、追加及び削除は一切認めない。

6 実施スケジュール

	実施内容	実施期間
第一次審査	実施要領等の配布	令和2年5月13日(水)から 令和2年6月17日(水)まで
	現地見学会申込受付	令和2年5月13日(水)から 令和2年5月20日(水)まで
	現地見学会	令和2年5月27日(水)から 令和2年6月2日(火)まで
	参加申込書等に関する質問書 受付期間	令和2年5月13日(水)から 令和2年6月3日(水)まで
	質問書に対する回答	令和2年6月10日(水)
	参加申込書等の提出期限	令和2年6月17日(水)まで
	第一次審査	令和2年6月24日(水)
	選定・非選定通知書の送付	令和2年6月25日(木)
第二次審査	技術提案書に関する質問書受 付期間	令和2年6月25日(木)から 令和2年7月3日(金)まで
	質問書に対する回答	令和2年7月10日(金)
	技術提案書の提出期限	令和2年8月14日(金)
	第二次審査(プレゼンテーショ ン、ヒアリング)	令和2年8月下旬
庁内会議	庁内会議	令和2年8月下旬
	特定・非特定通知書の送付	令和2年8月下旬

7 現地見学会について

「3 参加資格」を満たし、本プロポーザルへの参加を検討する者のうち希望者を対象として、現地見学会を開催します。参加希望者は、事前に申込を行ってください。

- (1) 開催日 令和2年5月27日(水)から令和2年6月2日(火)までの間で指定する日 ※日時については、申込者の状況に応じて別途ご案内します。
なお、日時のご希望には添えないことをご承知ください。
- (2) 会場 深谷市菅沼401番地(高齢者福祉青少年活動複合施設もくせい館)
- (3) 申込方法 参加希望者は、令和2年5月20日(水)午後5時までに別紙「川本

複合施設建設工事設計業務公募型プロポーザルに係る現地見学会参加申込書」に所在地、商号又は名称、代表者名、所属部署名、担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス、参加人数（最高2名まで）を記入して、本要領「8 参加申込書等の作成及び提出」における提出先へ電子メールにて提出してください。申込書を提出された方には、事業担当者より電子メールにて日時等の詳細を連絡します。

8 参加申込書等の作成及び提出

(1) 提出書類

次に掲げる書類を作成し、添付書類とともに各必要部数提出すること。なお様式については、市ホームページへ掲載する様式を使用すること。

提出書類	様式等	提出部数
① 参加申込書	様式1	1部
② 技術職員調書	様式2	10部 ※様式2から様式6をホチキス等で留め（左上1箇所）提出
③ 業務実績調書 ※1	様式3	
④ 配置予定技術者調書（管理技術者）※2	様式4	
⑤ 配置予定技術者調書（主任技術者）※2	様式5	
⑥ 協力事務所調書	様式6	
添付書類 ・競争入札参加資格審査結果通知書の写し ・保有資格を証するものの写し ・健康保険被保険者証等雇用関係が確認できるものの写し ・各様式備考欄に記載する資料		各1部

※1 記入する業務実績の数は、5件以内とする。

※2 記入する業務実績の数は、配置予定技術者1名につき3件以内とする。

(2) 提出方法

ア 提出期間

令和2年5月13日（水）から令和2年6月17日（水）まで

※持参による場合については、土曜日及び日曜日、祝日を除く平日（午前8時30分から午後5時15分まで）のみの受付とする。

イ 提出先

深谷市教育委員会教育部生涯学習スポーツ振興課

TEL 048-572-9581 (直通) FAX 048-574-5861

E-mail : syogai@city.fukaya.saitama.jp

住所 〒366 - 0823 深谷市本住町17-3 (教育庁舎 1F)

ウ 提出方法

持参又は郵送とし、郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限内必着とする。

(3) 参加申込書等に関する質問の受付及び回答

参加申込書等の作成及び提出に関する事項に限るものとし、次のとおりとする。

なお、評価及び審査に関する質問は受け付けない。

ア 提出期限

令和2年6月3日(水)午後5時15分まで(必着)

イ 提出先

本要領「8 参加申込書等の作成及び提出」における提出先

ウ 提出書式

質問書(様式7)

エ 提出方法

電子メールによる提出とし、電子メールの件名は「川本複合施設建設工事設計業務公募型プロポーザル質問書」とすること。

オ 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、質問回答書として一括してとりまとめて令和2年6月10日(水)午後5時15分までに、市ホームページに掲載する。

9 技術提案書の作成及び提出

(1) 提出書類

技術提案書の提出者は、一次審査で選定された者とし、次に掲げる書類を作成し、各必要部数提出すること。

提出書類	様式等	提出部数等
① 技術提案提出書	様式8	1部
② 業務実施方針	様式自由。但し、A3サイズ横長片面で1枚	10部(企業名無し) 1部(企業名有り)
③ テーマ別提案書	様式自由。但し、テーマ毎にA3サイズ横長片面で1枚	※②と③をホチキス等で留め (左上1箇所)提出すること ※カラー印刷とすること
④ 業務参考見積書	様式自由。但し、A4サイズ	1部

(2) 業務の実施方針

業務の実施方針として、取組方針、実施体制、工程計画及び業務推進にあたっての配慮すべき事項等について記載すること。

(3) 技術提案を求めるテーマ

技術提案書は、原則として以下のテーマについて文章で簡潔に記載（文字の大きさは10.5ポイント以上）することとし、作成に当たっては、事業場所周辺の環境との調和を十分に考慮したうえで検討、提案すること。

なお、文章を補完するために必要な視覚的表現については、最小限の範囲とし、具体的な設計又はこれに類するものに基づいた表現としないこと。

また、提出者を特定することが可能となる記述は避けること。

テーマ① 「幅広い年齢層が気軽に利用でき、新たな交流を生む複合施設」

乳幼児から高齢者までが集い、新たな交流につながるような部屋の配置、今までの市内公共施設にない新しい利用方法、利用しやすい敷地計画等に対する考え方の提案

テーマ② 「既存施設の改修方法について」

新たな複合施設の一部となる既存施設「高齢者福祉青少年活動複合施設もくせい館」における既存の枠に囚われない改修方法に関する提案

テーマ③ 「安全・安心な施設」

災害時には川本地区の防災拠点としての役割を果たすことを想定した、建築計画、構造計画、建築設備計画に関する提案

テーマ④ 「ランニングコストの低減について」

ランニングコスト（電気料、修繕料、メンテナンス料等）の低減が長期間に渡り実施可能な建築計画、建築設備計画に関する提案

(4) 業務参考見積書

業務参考見積書は、基本設計・実施設計業務の合計額及びその内訳額を記載すること。なお、消費税及び地方消費税を含む額とすること。

(5) 提出方法

ア 提出期間

令和2年6月25日（木）から令和2年8月14日（金）まで

※持参による場合については、土曜日及び日曜日、祝日を除く平日（午前8時30分から午後5時15分まで）のみの受付とする。

イ 提出先

本要領「8 参加申込書等の作成及び提出」における提出先

ウ 提出方法

持参又は郵送とし、郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限内必着とする。

(6) 技術提案書に関する質問の受付及び回答

技術提案書の作成及び提出に関する事項に限るものとし、次のとおりとする。

なお、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に関する質問は受け付けない。

ア 提出期限

令和2年7月3日（金）午後5時15分まで（必着）

イ 提出先

本要領「8 参加申込書等の作成及び提出」における提出先

ウ 提出書式

質問書（様式7）

エ 提出方法

電子メールによる提出とし、電子メールの件名は「川本複合施設建設工事設計業務公募型プロポーザル質問書」とすること。

オ 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、質問回答書として一括してとりまとめて令和2年7月10日（金）午後5時15分までに、市ホームページに掲載する。

10 受注候補者の特定方法

(1) 審査方法

受注候補者の特定にあたっては、別に定める「川本複合施設建設工事設計業務公募型プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき設置する審査委員会において審査及び評価を行い、その後庁内会議において受注候補者1者、次席者1者を特定する。なお、本プロポーザルにおける参加者（参加申込者又は技術提案者）が1者のみであっても審査及び評価を行い、特定の可否を決定する。

(2) 第一次審査

ア 審査方法

参加申込書等の書類審査を行い、技術提案書の提出を要請する者を5者程度選定する。ただし、審査の結果、合計点が50点に満たないものは選定の対象としない。

イ 結果の通知

第一次審査の結果は、書面にて郵送で通知する。

(3) 第二次審査

ア 審査方法

第一次審査で選定された者による技術提案書に関するプレゼンテーション、それに対するヒアリングを実施し、審査及び評価を行い、上位3者程度を選定する。なお、第一次審査における審査結果（採点）は、第二次審査に持ち越さないものとする。

イ プレゼンテーション・ヒアリング時の留意事項

説明者は当該業務に対し配置予定となる管理技術者1名及び主任技術者2名の計3名とし、原則として、代理出席及び指定された者以外の者の出席は認めない。ただし、パソコン等の操作補助者が必要な場合はこの3名の他に1名のみ出席を認めるものとする。説明に際しては、提出した技術提案書のみを用いた内容説明とし、拡大パネル（A1版）又はパワーポイント等によるプロジェクターを使用しての説明とすること。なお、追加資料や模型等の使用は認めないこととし、その他詳細については、別途通知する。

(4) 庁内会議による受注候補者、次席者の特定

ア 受注候補者、次席者の特定方法について

第二次審査の結果、選定された者の中から受注候補者1者及び次席者1者を庁内会議の合議により特定する。なお庁内会議に使用する資料は、第二次審査の資料とする。

イ 結果の通知

第二次審査及び庁内会議の結果は、書面にて郵送で通知する。なお第二次審査及び庁内会議の結果については、本プロポーザル手続き完了後に公表するものとする。

(5) 評価項目等

審査における評価項目、評価基準の概要及び配点は、次表に掲げるとおりとする。

	評価項目		評価基準の概要	配点
第一次審査	事務所の能力	技術職員数	事務所の技術職員数、有資格者数、同種・類似業務実績について評価する。 ※同種業務実績は、公民館（又はコミュニティセンター）、図書館、高齢者福祉青少年活動複合施設のうち2つの用途を含む複合施設の実績を高評価とする。	30
		有資格者数		
同種・類似業務実績（最大5件）				
第一次審査	配置技術者の能力	各担当主任技術者の保有資格	各主任担当技術者の保有資格、管理技術者・各担当主任技術者の同種・類似業務実績、経験年数について評価する。 ※同種業務実績は、公民館（又はコミュニティセンター）、図書館、高齢者福祉青少年活動複合施設のうち2つの用途を含む複合施設の実績を高評価とする。	70
		管理技術者、各担当主任技術者の同種・類似業務実績（最大3件）		
		管理技術者、各担当主任技術者の経験年数		
第二次審査	業務実施方針	業務理解度、取組方針、実施体制、工程計画、配慮事項等	業務の理解度、取組方針、実施体制、工程計画、配慮事項等の的確性等について評価する。	20
	技術提案書	テーマ①	提案内容の的確性、獨創性、実現性について評価する。	15
		テーマ②		25
		テーマ③		15
		テーマ④		15
業務参考見積書	見積金額	見積金額の経済性について評価する。	10	

1.1 契約に関する事項

(1) 契約の締結

市は本要領「10(4)ア」により受注候補者として特定された者と契約締結の交渉を行う。

なお、契約締結が不調となった場合又は参加資格要件等を満たさないと認められた場合は、次席者として特定された者と契約交渉を行うものとする。

(2) 仕様及び実施条件

ア 本業務委託の仕様については、特記仕様書、業務説明書に定めるほか、発注者と受注者が協議の上定めるものとする。

イ 業務の一部再委託は、本要領「4(2)」の条件を満たす範囲で、様式6(協力事務所調書)にその旨の記載がある場合に限り認めるものとする。

ウ 様式4及び5(配置予定技術者調書)に記載した配置予定技術者は、特別の理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(3) 業務内容及び留意事項

本業務の実施にあたっては、市と十分協議して進めるものとする。

1.2 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当する場合には、提出された参加申込書等及び技術提案書等を無効とし、本プロポーザルの参加資格を失うものとする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 本要領「2(4)」に示す委託上限額を超えた場合
- (5) 本要領3に示す参加資格要件を欠くことになった場合
- (6) プレゼンテーション時に、指定された者以外の者が出席した場合
- (7) その他本要領に違反するなど審査委員会が不適格と認めた場合

1.3 その他

- (1) 本プロポーザルの参加等に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 受注候補者の特定方法、審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は、一切認めない。
- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) 提出書類の著作権は、提出者に帰属するものとし、提出者に無断で使用しな

いものとする。ただし、市はプロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提出書類の複製、記録及び保存を行い使用できるものとする。

(6) 受注候補者として特定された者が提出した技術提案書については、その内容を公開することができるものとする。

(7) 市は、提出された資料について、深谷市情報公開条例（平成18年深谷市条例第13号）の規定に基づく請求により、第三者に開示することができるものとする。

ただし、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあると認められる情報等については、非公開とする場合がある。

(8) 本業務の受注者（本業務の遂行にあたっての協力者を含む。）は本業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができない。

(9) 本業務の受注者（本業務の遂行にあたっての協力者を含む。）と建設業者との間に次に掲げる事実が認められる場合は、当該建設業者は本業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができない。

ア 一方が他方に出資していること。

イ 一方の代表取締役が他方の取締役を兼ねていること。